

「新型コロナウイルス感染症」対策独自支援策

NO	概 要
1	<p>●時短要請等関連事業者支援金</p> <p>◆目的 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、宮城県の営業時間短縮要請の影響を受け、売上が減少した事業者に対して支援金を給付する。</p> <p>◆対象 営業時間短縮要請の影響により売上が減少した市内中小事業者の内、類似の支援金の受給対象とならない事業者</p> <p>◆対象要件 令和3年4月か5月のいずれか1か月の売上高が、前々年もしくは前年同月比で20%以上減収していること</p> <p>◆支給額 対象月の減収額に応じて支給</p> <p>①減収額 500千円未満 → 100千円 ②減収額500千円以上、2,000千円未満 → 200千円 ③減収額 2,000千円以上 → 300千円</p> <p>◆予算概算 以下に該当する事業者を除く市内中小事業者（計3,847）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4/5-5/5 時短要請協力金を受給（1,253） ・飲食業等応援給付金を受給（670） ・観光関連産業事業者経営支援事業を受給（121） <p>※要綱で定めのないものの、時短要請の影響を受けないことが予想される業種（合計1,803）</p> <p style="padding-left: 40px;">→建設業（815）、電気ガス水道（6）、情報通信（29）、 運輸業・郵便業（193）、金融保険（117）、学術研究（163）、 医療・福祉（437）、複合サービス業（43）</p> <p>⇒6,200 - 3,847 = 2,353</p> <p style="padding-left: 40px;">2,353 者 × 申請率 1/3 × 平均支給額 200 千円 = <u>157,000 千円</u></p>
2	<p>●中小企業等事業再構築支援補助金</p> <p>◆目的 ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の事業再構築を支援することで、事業者の支援を図る。（国の事業再構築促進事業の石巻版）</p> <p>◆対象 申請前の6カ月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ影響前の同3か月と比較して10%以上減少している中小企業等。国の事業再構築促進事業の対象となっていないこと。</p> <p>◆対象要件 事業再構築につながる取り組みを行うこと。</p> <p>例：①ヨガ教室で室内での密を回避するため、新たにオンライン形式で運営を開始。 ②居酒屋で新たにオンライン専用の注文サービスを開始。 ③宿泊業が従業員の雇用継続と事業拡大のため、高齢者向け食事宅配業を開業 ④和菓子製造業者が製造過程で出る成分を活用し、化粧品の製造・販売を開始。 など</p> <p>対象となる経費：建物購入費、建物改修費、設備導入費、システム購入費、 技術導入費、販売促進費等</p> <p>◆支給額 1事業者あたり上限1,000千円 補助率2/3（補助金の下限無）</p> <p>◆予算概算 10者 × 1,000千円 = <u>10,000千円</u></p>